

戸別所得補償制度モデル対策

おいしいお米を作り続けたい

水田農業の経営の安定と食料自給率の向上を図るため、戸別所得補償制度モデル対策が4月からスタートします。

農

業を取り巻く環境は、従事者の高齢化や担い手不足、所得の減少など、深刻な状況にあります。

農林水産省では、水田農業の経営の安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して販売価格を補てんする「米戸別所得補償モデル事業」と、食料自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す「水田利活用自給力向上事業」をセットで行います。

戸別所得補償制度は、これまでの農政を転換し、農業と地域を再生することがねらいです。稲作農家の皆さまの御理解と御協力をお願いします。



米のモデル事業 (米戸別所得補償モデル事業)

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えるため、米の生産数量目標に従って生産する販売農家や集落営農の皆さんに対して、米の恒常的なコスト割れ相当分が補てんされます。もちろん、米の生産数量目標を守ったメリック措置として助成金が交付されるので、これまでどおり米の需給調整（生産調整）は必要です。また、米の価格が下落した場合には、追加の補てんが行われます。

標準的な生産に要する費用 (過去7年中5年の平均)	標準的な販売価格 (過去3年の平均)	変動部分	当年産の 販売価格	当年産の 販売価格
		定額部分	定額部分	定額部分

1万5000円
(10%当たり)

● 交付単価 (全国一律)

定額部分 (10%当たり)	標準的な生産に要する費用と標準的な販売価格の差額相当分が交付されます。平成22年産については主食用米の作付面積10%当たり1万5000円が交付されます。
変動部分 (10%当たり)	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、定額部分に加えてその差額が追加補てんされます。

● 交付対象者

米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家、集落営農のうち、水稲共済加入者または前年度の出荷・販売実績がある者が交付対象となります。(但し、出荷・販売実績により適用を受けられるのは共済の加入が任意加入の場合のみです)

● 交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家飯米などに供される分として一律10%を差し引いた面積が交付対象となります。

自給率向上事業

(水田利活用自給力向上事業)

自給率向上を図るため、麦・大豆・飼料作物・新規需要米(飼料用米・WCS用稲・米粉用米・バイオ燃料用米)、そば、なたね、加工用米を戦略作物と位置づけ、水田への作付けを重点的に支援します。野菜などの地域振興作物も一定の支援が行われます。これにより、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援が行われます。また、従来の助成体系を大幅に簡素化し、全国一律の単価設定など分かりやすい仕組みとなります。

【トピックス】戸別所得補償制度モデル対策

● 交付単価 (全国一律)

対象作物	単価 (10%当たり)
麦、大豆、飼料作物	(※1)3万5000円
新規需要米(※2) (飼料用米・WCS用稲・米粉用米・バイオ燃料用米)	8万円
そば、なたね、加工用米	(※1)2万円
その他作物 (野菜、花き、果樹など)	(※1)1万円
二毛作助成(※3) (主食用米と戦略作物、または戦略作物同士の組み合わせ)	1万5000円

(※1) この単価を基に県と国が協議のうえ決定します。また、地域協議会において単価の上乗せを検討していますので詳しくは、下記の相談窓口へお問い合わせください。

(※2) 新規需要米は、作付け前に販売先(実需者)を確保し契約などを締結したうえ、農政事務所の承認を受ける必要があります。

(※3) 米と麦などの二毛作や二年三作は、作物の組み合わせ方によって交付単価が異なりますので、必ず事前に御確認ください。

● 交付対象者

これまで需給調整(生産調整)に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、米の生産目標の達成にかかわらず交付対象となります。

● 主な事業要件

- ・需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約などが必要となります。
- ・実施計画書に基づき、作物に応じた現地確認が行われます。
- ・麦と大豆の水田経営所得安定対策加入者には、引き続き、生産条件不利補正交付金が交付されます。
- ・畑作の麦・大豆などは、事業の対象外となります。

私は所得補償を受けられるかしら?

◎ 交付対象になるか、今すぐチェック!

スタート

水田協議会から通知された平成22年産米の生産数量目標(面積)を達成できますか?

いいえ

所得補償は受けられません。所得補償は、生産数量目標に即して米の生産を行った場合だけに行われます。

はい

平成22年に水稲共済へ加入しますか?(20%以上の水稲を栽培する場合、水稲共済に必ず加入することになっています)または、平成21年産米の販売実績を証明する契約書などがありますか?

いいえ

所得補償が受けられます。

はい

《加入申し込み・支払い時期》

各事業とも、交付金を受けるためには事業の加入申込書と交付申請書などの提出が必要となります。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払われます。また、加入申し込みは4月~6月末ころ、交付金の支払いは12月~平成23年3月ころになります。

《米政策に関する相談窓口の開設》

市水田農業推進協議会では4月1日~6月30日(土日・祝日は除く)の間、各総合支所内産業建設課産業振興係に相談窓口を開設します。制度について不明な点は各窓口へご相談ください。

豊科 (TEL72-3111 FAX72-8340) 穂高 (TEL82-3131 FAX82-6622) 三郷 (TEL77-3111 FAX77-6060) 堀金 (TEL72-3106 FAX72-4900) 明科 (TEL62-3001 FAX62-4747)